

# 東邦ガス健康保険組合及び健康保険組合連合会が共同で実施する

## 高額医療交付金交付事業の公表について

東邦ガス健康保険組合

理事長 山碕 聡志

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、① 委託先への提供、② 合併等に伴う提供、③ グループによる共同利用 については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。東邦ガス健康保険組合（以下「当組合」という。）では、高額な医療費が発生した場合に、健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）が実施する高額医療交付金交付事業（以下「高額医療事業」という。）から医療費の助成を受けるため、診療報酬明細書データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている① 共同利用する旨、② 共同利用する個人データ項目、③ 共同利用する者の範囲、④ 共同利用する者の利用目的、⑤ 個人データ管理責任者名もしくは 名称 について、次のように公表いたします。

### 1. 健保連との高額医療事業の共同実施について

健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、① 診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトの CSV 情報、もしくは紙レセプトのコピー、② 当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

### 2. 共同利用する個人データ項目について前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

### 3. レセプトデータを共同利用する者の範囲について

- ・東邦ガス健康保険組合職員
- ・健康保険組合連合会交付金交付事業グループ・高額医療 担当職員
- ・業務委託先 公益財団法人日本生産性本部 ICT・ヘルスケア推進部及び協力会社

### 4. レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

5. レセプトデータ等の管理責任者の氏名 又は 名称 及び住所並びに法人の代表者氏名

東邦ガス健康保険組合 愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号

理事長 山崎 聡志

管理責任者 常務理事

健康保険組合 連合会 東京都港区南青山1-2-4-4

会長 宮永 俊一

管理責任者 組合サポート部部长